~Smile kids Office~『にっこりっこ』通信



発行 子ども家庭課・子育て支援課

【入園手続きについて】

園の種類	支給認定	対象年齢	申請場所
幼稚園	1号(教育認定)	満 3 歳~就学前	直接希望する施設へ (例年 11月頃申込み開始)
認定こども園	2 号.3 号	O 歳~就学前	子ども家庭課
保育園	(保育認定)		市民生活課・総合課(分庁舎)
小規模保育施設	3号(保育認定)	○ 歳~3 歳未満	

☆保育園の入園手続きについて・・・申請が必要です。

①入園基準・・・ 就労していること。(就労時間が月に60時間以上かつ月に15日以上) 就労以外(妊娠・出産・疾病・障がい・介護・看護・求職活動など)

- *希望する施設は、第1希望、第2希望、第3希望までご記入ください。
- *保護者の就労時間や入園事由により保育の時間が決まります。
- ②申込み受付は、入園を希望する月の前月10日(休日の場合は前日)までに、 子ども家庭課または分庁舎市民生活課・総合課の窓口(8:30~17:15)へ 申請書類を提出。入園を希望するお子様と一緒にご来庁ください。
 - ※申請書類については同窓口にて配布。
 - *入園は原則毎月1日から、時間変更も毎月1日から適用されます。
 - *慣らし保育(約1ヶ月)を想定し、育児休業終了の前月1日より入園できます。



申請期間は、令和5年12月1日(金)~12月25日(月)(予定)

④継続申請の申込みについて・・・継続申請は、令和5年12月1日(金)~令和6年1月末(予定)

☆O 歳児の入園申請について

◎施設により、入園可能月齢が異なります。

*原則として、入園可能月齢を過ぎた翌月1日から入所可能です。







≪すでに保育を利用している兄弟がいる場合≫

- *育児休業中は継続して利用可能です。育児休業期間の記載された就労証明書の提出をお願いします。 また、育児休業が終了した場合も育児休業終了日の記載された就労証明書を提出ください。
- ※入園等に関する提出書類につきましては、子ども家庭課へお問い合わせください。

【保育園入園の電子申請受付開始について】

マイナポータルより電子申請での入園手続きが可能となりました。ご利用のお 客様はマイナポータルより、お手続きをお願いいたします。電子申請後、面談 が必要になりますので、事前に日程調整のご連絡をいただいたうえで市役所 (分庁舎も可) へご来庁ください。

- ・必要添付書類の提出、及び面談は申請締切日までにお願いいたします。
- ・申請締切:入園希望月の前月の10日(4月入園はその締切の日)

※ご不明な点は子ども家庭課までお問い合わせください。

★保育コンシェルジュについて★

保育関係・なかよし会などに関する様々な相談に応じています。相談を希望さ れる場合は、お電話で(0175-22-1111 内線 2517) ご予約ください。

子育てに関する事を聞きたい ときは子育て総合相談窓口 「にっこりっこ」に

気軽にお問い合わせください 【直诵電話】

0175-22-2244

(平日8:30~17:15)





